

障害児通所支援事業者の指定の一部の効力停止処分について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の一部の効力停止処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	アビリティ株式会社
事業所名	おりーぶ瑞穂（伊丹市）
事業種別	放課後等デイサービス、児童発達支援
指定年月日	平成28年2月1日、平成28年6月1日

- 2 処分内容 指定の一部の効力停止（新規利用者の受入れ停止） 6月間
令和7年2月1日から令和7年7月31日まで
- 3 処分年月日 令和7年1月8日
- 4 処分理由 児童福祉法第21条の5の24第1項第6号に該当する事実があったため